

日ソ領土問題における欺瞞性：領土争奪のための根拠

田中，俊明
九州大学言語文化部

<https://doi.org/10.15017/4290>

出版情報：言語文化論究. 3, pp. 55-75, 1992-01-31. 九州大学言語文化部
バージョン：
権利関係：

日ソ領土問題における欺瞞性

—— 領土争奪のための根拠 ——

田中 俊明

1. 序

第2次世界大戦後すでに半世紀近くになるうとしているが、日本とソヴィエト連邦（ソ連）との間には、¹⁾ 未だに平和条約が締結されていない。このことはとりもなおさず、領土問題が未解決であることに起因していることは疑う余地がない。1972年5月15日には沖縄の日本復帰が実現し、²⁾ アメリカ合衆国の統治下にあった「南方」の日本領土はすべて日本に戻って来た。それに対して「北方」の日本領土は、終戦前後からソ連に占領、統治されたままで、一向に解決の糸口すら見い出せなかった。しかしながら、1985年のゴルバチョフ共産党書記長（当時；後の大統領）の登場以後、それまでは「領土問題」は解決済みとして、取り合おうとしなかったソ連の態度に、徐々にではあるが、変化の兆しが見え始めた。すなわち、ゴルバチョフ大統領の「グラスノスチ」（情報公開政策）により、それまではタブーとされていたこの領土問題が、ソ連のテレビ、ラジオ、新聞等のマスコ

ミにもしばしば採り上げられるようになった。その結果、一般のソ連国民もこの問題に関心を抱くようになり、自分の意見を自由に言えるようになっていた。そして、ソ連政府の対応にも、以前の「問答無用」の「門前払い」の態度から、「話し合い」の態度への変化が見られ、ようやく「同じ土俵」に上ったことになる。しかし、ソ連の領土問題に対する基本姿勢が変化した訳ではなく、その領土に対しては、今まで通り「ソ連領」であることに変わりはない。だが、ゴルバチョフ大統領の「ペレストロイカ」（改革）路線により、以前に日本側が強いられた「一方的譲歩」による問題解決から、日ソ双方が「歩み寄って」、本当に両国が納得できる領土問題の解決を図ろうとする姿勢が窺い知れる。³⁾ そして、1991年8月の保守派による「クーデター失敗」以後は、その傾向が特に顕著になり、ソ連側からの領土問題の早期解決へのアプローチが頻繁に行われるようになって来た。したがって、ソ連が民主化されつつある現在が、

- 1) ソ連は「独立国家共同体」へと移行したが、領土問題発生時点、およびその後の経過を考慮して、本稿では、旧来のままの「ソヴィエト連邦」または「ソ連」と記した。したがって、必要に応じて、「旧ソ連」、「独立国家共同体」または「ロシア」と読み替えていただきたい。
- 2) 1951年9月8日に締結された「日本国との平和条約」（サンフランシスコ平和条約）の第3条で、沖縄を含む南方の島々を、アメリカ（合衆国）を唯一の施政権者とする国際連合信託統治下に置くことに同意している。しかし、アメリカは、国際連合の統治下では、思い通りには統治出来ないと考えて、同条の「この提案が国際連合で可決されるまでは、アメリカが行政、立法および司法上の権力を行使出来る」を「活用」して、国際連合には提案しないまま、日本に返還されるまで、国際連合の監視なしのアメリカの統治が続いた。
水津 満 1979, 283 ページを参照。
- 3) 以前は、ソ連は日本に対し、1956年に締結した「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（日ソ共同宣言）第9条で述べている「歯舞群島および色丹島の引き渡し」も否定していたが、民主化の進んだ1989年以後、ソ連の政治家や知識人達により、歯舞群島、色丹島の返還に加えて、国後島、択捉島の返還や共同管理案等の様々な提案がなされている。
木村 汎 1991, 11—156ページを参照。

この領土問題を解決する絶好の、数少ない好機であると言える。

そこで真にこの領土問題を解決するために、この「北方」の島々をめぐる日本とソ連の領土権の主張を多方面から検討し、その日ソ双方の主張が、単に領土を領有したいためだけであり、理論的妥当性に乏しく、いかに欺瞞に満ちているかを明らかにし、領土問題解決のためには、その双方の主張をどのように是正したら良いかを探究するのが本稿の目標である。

2. 領土権主張の矛盾点

日ソ間の領土問題は、第2次世界大戦末期にはまだ有効であった「日ソ中立条約」に違反して、⁴⁾ 1945年8月9日にソ連が南樺太(南サハリン)に軍事進行し、かつ終戦3日後の8月18日に千島列島最東端の占守島を攻撃して、⁵⁾ 千島列島および歯舞群島、色丹島を占領したことに起因している。言い換えれば、もしソ連の参戦がなければ、この領土問題は全く存在しなかったと言えよう。すなわち、ソ連はこれらの領土が欲しかったが故に参戦し、何としてもその領土権を「正当化」しようとしたことから引き起こされた問題と言えるのである。

一方、日本政府は現在、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島に「北方領土」なる名称を与え、それらの島々をソ連に対する領土返還の範囲にして、「北方領土」返還運動を推進

している。しかし、日本国民には「北方領土」なる名称とその島々の名前と共に、日本政府の「都合の良い見解」のみが知らされるようになっただけで、真実の内容に関してはあまり知らされていないのが実状である。

このように、日ソ双方とも領土が欲しいばかりに、真実を覆い隠し虚偽を並べたて、「正当性」を主張していると言う事実があることを見落としてはならない。そこで本章では、まずこの領土問題を解決すべき基本原則を基に、日本とソ連の双方が領土権の「正当性」を主張する中で、それぞれが触れたがらない「弱点」を取り上げ、その矛盾点を指摘し、それらがいかに真の論争点から逸脱しているかを解明してみる。

2.1 領土問題解決の基本原則

昔から領土をめぐり戦争が絶えず、現在もおお世界各地で局地的に領土紛争がくり返されている。確かに領土は人間が生きて行くためには必要不可欠な空間であるので、最も重要なものと言えるが、歴史的に見て、不必要に武力により領土を拡大したことがあるのも事実である。それでは、どこまでが正当な領土と認められ得るかが問題であるが、第2次世界大戦後の領土処理に関して連合国が重要な宣言を出している。1941年の「英米共同宣言」(太平洋憲章)に続き、⁶⁾ 1943年11月に連合国主要3か国アメリカ、イギリス、中華民国の首脳がエジプトのカイロで会談して締結

4) 1941年4月13日に日本とソ連との間で締結された条約で、日ソの一方が戦争状態に入っても、他方は中立を守ると言う内容。1945年4月5日にソ連より期限満了後延長しない旨の通告があったが、有効期限の1946年4月25日を持たずソ連が日本に宣戦布告したことは明らかに条約違反であった。

三田 英彬 1973, 90-93ページ および

吉田 嗣延 1973, 111-114, 244-245, 259ページを参照。

5) 飽くなき「領土欲」を持っていたスターリン・ソ連は、すでに降伏している日本に攻撃を仕掛けて、少しでも多くの軍事的貢献(戦果)を連合国にアピールしたかったものと思われる。それゆえスターリンは、千島列島および歯舞群島、色丹島のすべての島の占領が終わった9月2日を対日戦勝記念日にしている。

三田 英彬 1973, 97-101ページ および

NHK日ソプロジェクト 1991, 81-87ページを参照。

6) 1941年8月14日にイギリスとアメリカが領土拡大を求めない旨を述べた宣言。

吉田 嗣延 1973, 245ページを参照。

した宣言(カイロ宣言)の中で、⁷⁾ 自国のために領土拡大を求めないことを述べており、日本から取り上げる領土として、太平洋の島嶼、満州、台湾、澎湖諸島等および日本が暴力および貪欲により略取した他の一切の地域となっている。言い換えれば、連合国は、日本が威嚇を含め、武力により獲得した地域のみを取り上げると言うことになる。すなわち、連合国および日本を含め、世界のすべての国は各自の固有の領土を所有する権利を認めるが、武力による領土の占有を認めないと言うことになる。そしてその後の1945年7月26日に、アメリカ、イギリス、中華民国の間で締結された「ポツダム宣言」の中に、そのカイロ宣言の理念が具現化されている。⁸⁾ 日本の領土に関しては第8条で、「カイロ宣言」の履行と本州、北海道、九州および四国と連合国が決定する諸小島に限定される旨が述べられている。のちにこの宣言に加わったソ連も、当然「ポツダム宣言」と同時に「カイロ宣言」も遵守しなければならない。

この「カイロ宣言」に含まれている領土不拡大と言う崇高な理念に従って領土処理がなされていれば、日ソ間での領土問題は生じなかったのであるが、すでに述べたように、戦勝国のソ連が「戦利品」として日本固有の領土を要求し、アメリカ等がそれを認めたために、日ソ間での国境の確定が出来ず、未だに平和条約が締結されないと言う異常な状態が

続いているのである。

2.2 ヤルタ協定と領土拡大主義

国後島、択捉島を含む千島列島および歯舞群島、色丹島は1946年1月に連合国最高司令官より出された「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」で、法律上「日本の地域」から除外され、日本の統治下を離れてしまった。⁹⁾ 行政上北海道の一部であるこれらの地域が北海道本島から切り離された背景には、「ヤルタ協定」があることは否定出来ない。

第2次世界大戦末期の1945年2月にソ連のクリミア半島のヤルタで、アメリカ合衆国のルーズベルト、イギリスのチャーチル、ソ連のスターリンの3首脳が会談し、日本敗戦後の戦後処理について話し合わせ、その結果「ヤルタ協定」が締結された。しかし、これは秘密協定とされ、1946年2月にアメリカ国務省より発表されるまでは、日本はもとより世界各国は知る由もなかった。アメリカは第2次世界大戦を早く終結させるために、ソ連が対日戦に参加する際の具体的な「報酬」の条件が、この協定で述べられている。¹⁰⁾ そのうち南樺太および千島列島に関する部分は、次の通りである。

2. 1904年の日本の背信的攻撃(日露戦争)により侵害された「ロシア」の旧権利を左のごとく回復せらるべし。

7) 1943年11月にアメリカ、イギリス、中華民国の3首脳がエジプトのカイロに集まり、日本に対する戦後処理についてこれら3か国の基本的な考えを明らかにした宣言。

吉田 嗣延 1973, 246ページを参照。

8) 1945年7月26日にアメリカ、中華民国、イギリスの3首脳がドイツのポツダムに集まり、カイロ宣言を基に、日本に対する戦後処理についてこれら3か国の具体的な考えを明らかにした宣言。

吉田 嗣延 1973, 258ページを参照。

9) この覚書により日本政府の行政地域から除外されたが、この覚書には同時に最終的な領土処理を意図するものではないことも記されている。

吉田 嗣延 1973, 260ページを参照。

10) 吉田 嗣延 1968, 257ページ、
坂本 徳松・甲斐 静馬 1977, 244ページ、
倉田 保雄 1988, 157—158ページ および
藤村 信 1985, 321—322ページを参照。

イ. 樺太の南部とこれに隣接する一切の島嶼をソ連に返還さるべし。

3. 千島列島はソ連に引き渡さるべし。

ここで、南樺太はソ連に「返還する」(return)と書いているのに対して、千島列島はソ連に「引き渡す」(hand over)と書かれていることに注目すべきである。この「返還する」と「引き渡す」の相異は、それ以前に日本とソ連の前身であるロシアとの間に締結された国際諸条約に起因していることは、容易に想像出来る。すなわち、日露戦争後の「ポーツマス講和条約」および「樺太島日露境界劃定書」により日本が獲得した南樺太は、¹¹⁾ 日露戦争の「戦利品」と見なし得るので、ソ連への「返還」を言えるのに対し、千島列島に関しては、択捉島および国後島は「日露通好条約」により日本領として確定し、¹²⁾ 得撫島から占守島までの島々は「樺太

千島交換条約」により、¹³⁾ 対等な立場で樺太との交換により日本が平和的に取得した以上、千島列島はロシアの「旧権利の回復」ではなく、ただ単にソ連へ「引き渡す」と書かざるを得なかったと考えられる。もちろん、第2次世界大戦の「戦利品」としてであることは、疑う余地がない。

しかし、いずれにしても、終戦時に日本は「ヤルタ協定」なるものを知る由もなく、同時に日本が調印していない以上、この「協定」に束縛されるものでもないことは、国際法上明白である。にもかかわらず、ソ連は領土処理を含む日本との平和条約がまだ結ばれていない1945年9月20日付でソ連国内法を改定し、南樺太および占守島から国後島までの千島列島のみならず色丹島および歯舞群島までもソ連領に編入してしまった。¹⁴⁾ 戦後のどさくさ紛れに、何が何でも早く「既成事実」を

11) 日露戦争(1904—05)後の1905年9月5日にアメリカ合衆国のポーツマスで締結された「講和条約」および1908年4月10日にソ連のウラジオストクで締結された「樺太島日露境界劃定書」により、南樺太の領土権が国際法上正式にロシアから日本へ移動した。

吉田 嗣延 1973, 243—244ページ,
NHK日ソプロジェクト 1991, 248—249 および
田中 俊明 1991, 53—54ページを参照。

12) 1855年に日本とロシアとの間で、平和的な話し合いにより締結された初めての条約(日本国魯西亜国通好条約)で、国境に関しては、千島列島は択捉島と得撫島の間に国境を定めたが、樺太島については国境が引けず、全島にわたり「日露混住の地」とした。

和田 春樹 1990, 69—97ページ,
1991, 11—212ページ,
三田 英彬 1973, 233—235ページ,
吉田 嗣延 1973, 46—48, 241ページ,
落合 忠士 1971, 24—44ページ,
NHK日ソプロジェクト 1991, 248—249 および
田中 俊明 1991, 51—52ページを参照。

13) 1975年に日本とロシアとの間で、平和的な話し合いにより締結された領土に関する条約。この条約により、それまで日露混住の地であった樺太全島をロシア領とする代りに、1855年にロシア領として確定した得撫島から占守島までの島々が日本領になった。

和田 春樹 1990, 28—68ページ,
三田 英彬 1973, 235—240ページ,
吉田 嗣延 1973, 48—50, 242ページ,
落合 忠士 1971, 45—49ページ,
NHK日ソプロジェクト 1991, 248—249 および
田中 俊明 1991, 52—53ページを参照。

14) ソ連の国内法で、ロシア共和国のハバロフスク地方に編入されたが、その後改定されて、現在はサハリン州に属している。

三田 英彬 1973, 148—151ページを参照。

作ってしまおうとするスターリン・ソ連の「領土欲」の意図が窺い知れる。もし仮りに「ヤルタ協定」が有効だとしても、それは単に第三者同士の約束事で、所有者の了解なしには領土が移転しないことは、国際法上明らかである。ここにもソ連の不当性を見取ることが出来る。

本章第1節でも述べたように、自国の領土不拡大を謳った「カイロ宣言」の履行を記した「ポツダム宣言」に加わったソ連は、自ら領土不拡大を宣言したことになる。にもかかわらず、日本が「戦利品」として獲得した可能性の高い南樺太はともかく、千島列島、齒舞群島、色丹島はどのように言い訳しても、国際法上、ソ連の「固有の領土」の回復にはならない。このことは、先程も述べたように、はからずもソ連が千島列島領有の根拠にしている「ヤルタ協定」の条文が明確に証明しているのである。すなわち、国際法上、旧ロシア領の「失地回復」は南樺太だけであって、千島列島をその地域に含めることは、どうしても出来なかったことを示しているのである。それゆえ、ソ連が千島列島領有の依り所として「ヤルタ協定」を挙げる限り、それ自身が「領土拡大」を自ら宣言することになってしまうのである。ソ連はその「領土拡大」を打ち消すために、日本人よりもロシア人の方がより早く千島列島に移住したとする「ソ連固有の領土」論を打ち出してはいるが、歴史的な証拠に乏しく「日本固有の領土」論を否定するだけの論拠には成り得ていない。なお、どうしても双方が「固有の領土」論を主張するならば、国際司法裁判所に提訴すると言う手段もあるが、勝ち目のないソ連が応じる可能性は甚だ少ないであろう。また、この種の論争は、自国に都合の良い資料のみを持

ち出して主張する場合が多く、また、古い資料ならば、その信憑性を問うのもなかなか困難であるので、どちらに妥当性があるかを客観的に判断し難いのが実状である。したがって、どちらの固有の領土であるかを決定する証拠資料としては、日本とソ連（当時のロシア）の双方が承認した領土に関する国際諸条約が、客観的に最も妥当性があると言える。

2.3 サンフランシスコ平和条約と領土不拡大違反

第2次世界大戦後、日本の大部分はアメリカ合衆国の管理下に置かれたが、ソ連管理下に置かれた南樺太、千島列島の「北方」の島々は、平和条約が結ばれる前から、ソ連軍により着々とソ連領化され、日本の住民は北海道本島等に引き揚げざるを得なくなってしまった。ソ連がこのような強硬措置を取る背景には、本章第2節で述べた「ヤルタ協定」があることは言うまでもない。

それに対して、アメリカの占領下にあった日本では、1949年頃から平和条約締結、独立の気運が高まり、単独講和か全面講和かで揺れる中、1951年9月8日、アメリカ合衆国のサンフランシスコで、日本と旧連合諸国との間で「日本国との平和条約」が調印された。¹⁵⁾ その中で、「北方」の島々に関する第2条C項は次のように謳われている。

「日本国は、千島列島並びに日本国が1905年のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」

放棄した千島列島と南樺太が国際法上どの国に属するかは、国際法学者でも議論が分か

15) NHK日ソプロジェクト 1991, 95—120, 150ページ,
三田 英彬 1973, 241—267ページ,
吉田 嗣延 1973, 262ページ および
坂本 徳馬・甲斐 静馬 1977, 247—248ページを参照。

れる所であるが、「平和条約」の法解釈には次のことも考慮する必要がある。すなわち、この講和会議において「平和条約」調印前に、ソ連のグロムイコ代表は第2条C項に対して次のような修正案を出している。¹⁶⁾

「日本国は、樺太の南半部及びこれに近接するすべての諸島並びに千島列島に対するソ連の完全なる主権を認め、これらの地域に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」

しかし、この案を含めたソ連の修正案はすべて認められなかったため、ソ連はこれを不満として「平和条約」には調印しなかった。したがって、この「ソ連修正案の否認」と言う事実を考慮すれば、放棄した千島列島と南樺太が、ソ連に対して放棄したのではない、すなわち、ソ連領としては認めないと連合国が「意志表示」したと解釈出来るであろう。では、放棄した「北方」の島々は、国際法上どの国に属しているのでしょうか？ 連合国帰属説、日本領有権残存説、帰属未決定説、ソ連帰属説等があるが、¹⁷⁾「平和条約」に放棄先が記されていないことは紛れもない事実である。ただし、国際法上の解釈がどうであろうと、実際に「北方」地域の領土問題をどのように解決するかは、日本とソ連の2国間の課題であることに変わりはない。

ところで、日本政府は「平和条約」でなぜ千島列島を放棄してしまったのであろうか？ 日ソ領土問題に関しての日本側の主張の矛盾の原点はここにある。国後島、択捉島はもとより、得撫島以北の島々もロシアとの平和的な話し合いで、樺太との交換により得たものである。「サンフランシスコ平和条約」締結前の交渉で、条約起草国アメリカからの「圧力」

があったのも確かであるが、¹⁸⁾ 日本固有の領土である千島列島を放棄する理由は何もなかったのである。「カイロ宣言」で米英中は「領土不拡大」を謳い、ソ連も加わった「ポツダム宣言」で、その「カイロ宣言」の履行を謳っている。にもかかわらず、アメリカが日本固有の領土である千島列島を放棄させるように迫った背景には、領土不拡大を自ら破った「ヤルタ協定」があったことは否定出来ない。すなわち、千島列島は米ソ2大国の「闇取り引き」の「犠牲」になったと言えるのである。

2.4 日ソ共同宣言と放棄した領土の範囲の変更

第2次世界大戦後ソ連に占領された「北方」の島々の領土返還運動の第一声は、終戦間もない1945年12月に根室で始まり、以後、札幌、函館等でも返還同盟が結成され、返還運動の輪が広がって行った。そして、1950年には北海道議会で「歯舞諸島(色丹島を含む)および千島列島返還懇請決議」を可決し、以後1956年まで一貫して全千島返還を要求していた。¹⁹⁾ それが、「サンフランシスコ平和条約」で千島列島を放棄してしまった結果、日本政府は公には「千島列島返還」を唱えられなくなってしまった。この影響はその後の領土返還運動にも反映したが、この運動の中心をなしていた旧島民の多くは、得撫島以北の島々はともかくとして、歯舞群島、色丹島はもとより、少なくとも国後島、択捉島までの「自分達の故郷の島々」だけは返して欲しいという思いが強かった。この点については、「平和条約」調印後の「講和会議」での吉田首相の演説の中で、「歴史的な違い」と言う形

16) 三田 英彬 1973, 258—260ページ および NHK日ソプロジェクト 1991, 114—118ページを参照。

17) 放棄された「北方」の領土の帰属先に関する諸説については、三田 英彬 1973, 260—267ページを参照。

18) 三田 英彬 1973, 247—251ページを参照。

19) 三田 英彬 1973, 244—246ページを参照。

で、得撫島以北の北千島（中千島を含む）と国後島および択捉島の南千島の「日本との結びつき」の差異を指摘してはいるが、²⁰⁾ 日本政府の公式見解は、条約調印後の1951年10月19日の国会の「平和条約審議特別委員会」での西村熊雄条約局長の答弁にも見られるように、国後島および択捉島は放棄した千島列島に含まれるとしていた。²¹⁾

この見解は、1955年にロンドンで始まった日ソ平和条約締結交渉の途中まで続いた。日ソ平和条約交渉での領土に関しては、日本側はまず歯舞群島、色丹島、および国後島、択捉島を含む全千島列島さらには南樺太まで、ソ連占領下の全領土の返還を要求した。²²⁾ それに対し、ソ連は当然のことながらそれらの領土はすべてすでに「ソ連領」として、一切の返還を拒否した。しかし、その後の交渉でソ連側は譲歩し、「日ソ友好の印」として、歯舞群島と色丹島の返還をほのめかした。²³⁾ ソ連は領有を正当化するために、歯舞群島および色丹島を小クリール群島（小千島列島）と称して、クリール群島（千島列島）に含めていたが、これは、行政的にも、地理的にも、歴史的にもかなり無理があり、さすがに「取り過ぎた」と感じたための措置であると思われる。

この時日本政府の中には、この歯舞群島と色丹島のみを返還で妥協する考えもあったが、日本政府内の「不協和音」やアメリカの協力な「意向」もあって、²⁴⁾ 結局は国後島と択捉島も含めて、もう「一押し」してみることになった。しかし、ソ連政府が国後、択捉両島を譲る訳もないのに、日本政府がもう「一押し」したために、互いに引くに引けなくなり、領土問題に関しては完全に暗礁に乗り上げてしまった。そして、最終的には、その後のモスクワでの会談で、領土問題を含む「平和条約」締結交渉は、継続して行うこととして、国交回復は「日ソ共同宣言」という形で決着した。²⁵⁾ 「日ソ共同宣言」は1956年10月に調印され、歯舞群島と色丹島は「日ソ平和条約」締結後に日本に引き渡されることになったが、見方を変えれば、「日ソ平和条約」締結までは、日本政府が歯舞群島および色丹島のソ連領有を「合法的」に認めてしまったことになるのである。

この「日ソ平和条約」締結交渉で、日本政府は始めて、国後島および択捉島は「サンフランシスコ平和条約」で放棄した千島列島（クリール群島）には属さないと言う、それまでの見解を翻す「解釈」をしたのである。この考え方が以後に「北方領土」と言う名称と

- 20) 三田 英彬 1973, 252ページ,
山県 泰三 1893, 200—201ページ,
久保田正明 1983, 66—67ページ および
NHK日ソプロジェクト 1991, 119—120ページを参照。
- 21) 和田 春樹 1990, 35—38ページ,
三田 英彬 1973, 253ページ,
久保田正明 1983, 66—70ページ
山県 泰三 1983, 100ページ および
田中 俊明 1991, 56—58ページを参照。
- 22) 久保田正明 1983, 43—46 および
NHK日ソプロジェクト 1991, 128—129ページを参照。
- 23) 久保田正明 1983, 70—76ページ,
三田 英彬 1973, 268—272ページ および
NHK日ソプロジェクト 1991, 129—133ページを参照。
- 24) 久保田正明 1983, 70—82ページ,
NHK日ソプロジェクト 1991, 133—135ページ および
「NHK スペシャル これがソ連の対日外交だった」1991を参照。
- 25) 吉田 嗣延 1973, 265—267ページを参照。

結び付いて行き、それまで「国後島、択捉島を含む全千島列島および歯舞群島、色丹島」の返還を訴えていた民間の返還運動は、その後次第に強力な政府の返還運動に「歩調」を合わせて、「歯舞、色丹、国後、択捉」の『「北方領土」4島返還』論に矮小化されてしまい、現在に至っている。²⁶⁾

「日ソ共同宣言」以後の日本政府は、「放棄した千島列島」に対しては全く口を噤んでしまい、「南千島の国後島、択捉島は千島列島に属していない」と言う「自己矛盾」の論理を展開した。そして、その後日本政府はさらにこの「自己矛盾」を覆い隠すために、『国後、択捉両島が「千島列島」とは明確に区別されている立場を採る我が国は、「サンフランシスコ平和条約」によって、クリルアイランズ（日本語訳：千島列島）を放棄したが、南千島と言う言葉は、放棄したクリルアイランズに「該当」する誤解を招く恐れがあるので、使わぬように』と言う内容の外務省事務次官通達まで出した。²⁷⁾ しかし、この通達は、先に述べた西村熊雄条約局長の国会答弁とは明らかに矛盾する。この西村条約局長の答弁は、勿論当時の吉田首相の見解を代弁したものであることは疑う余地はない。その後この答弁について追求された自由民主党政府は、その答弁は「誤り」であったと言明、当時の占領下の状況では「やむを得なかった」と訳のわからぬ弁明をしている。²⁸⁾ しかし、いかに言い

繕おうとも、これは明らかに放棄した「千島列島の範囲」に対する日本政府の「見解の変更」である。そして、その変更は「日ソ平和条約」締結交渉の際に初めて持ち出されたことを考えると、政府の弁明がいかに欺瞞に満ちているがわかるであろう。この変更は、「北方」の島民の大部分が歯舞群島、色丹島のみならず、国後島、択捉島（南千島）の出身者も含んでいるにもかかわらず、日本固有の領土である千島列島を放棄してしまった日本政府の「大失態」を覆い隠すための「苦肉の策」であると言えよう。

3. ソ連の変革と領土問題

ブレジネフ政権下での軍備拡張政策のために停滞してしまった経済を立て直すために、ゴルバチョフ政権は「ペレストロイカ」の名の下に、経済の自由化および政治の民主化を始めた。経済面では一向に改善される兆しは見えなかったが、政治面では「言論の自由」や「複数政党制導入」など着々と民主化への成果をあげて行った。²⁹⁾ そして1991年8月の保守派による「クーデター失敗」以後、70年余り政権を握っていた「共産党の解体」、「相次ぐ各共和国の独立宣言」、そしてソ連政府による9月6日の「バルト3国（リトアニア、ラトヴィア、エストニア）の独立承認」と続き、ついには「ソヴィエト連邦」が解体されるに至ってしまった。³⁰⁾

26) 三田 英彬 1973, 312—315ページ および
田中 俊明 1991, 59—61ページを参照。

27) 1964年6月に出された外務省次官通達であり、この時以後、領土返還運動では、「南千島」および「千島列島」と言う地名はあまり使われなくなり、日本人の記憶の中からは急速に消えて行った。

恵谷 治 1989, 165—168ページ、
山県 泰三 1983, 100—101ページ および
田中 俊明 1991, 59—61ページを参照。

28) 三田 英彬 1973, 251—255ページを参照。

29) 経済改革をするには、大幅な政治・社会体制の改革も必要と考えたゴルバチョフ大統領は、政治機構の改編にも手をつけたが、経済改革が一向に進まない内に、政治改革の方が急速に先行してしまった。

30) 穏健改革派のゴルバチョフ大統領は、急進改革派と保守派のバランスを取りながら、「ペレストロイカ」路線を推進して来たが、1991年8月の「クーデター失敗」による保守派の没落により、クーデターを阻止したロシア共和国のイェリツィン大統領等の急進改革派の発言力が強大になった結果、彼の役割はいわば各共和国間の調整役と言った、半ば象徴的な立場へと変わって行き、遂にはソ連消滅と共に辞任するに至った。

これら一連の出来事の中で、ソ連政府による公式の「バルト3国の独立承認」は、「第2次世界大戦後の国境の不変更」を国是として来たソ連政府の大きな「政策転換」である。³¹⁾ このことは、日ソ領土問題に対しても同様の主張をして来ただけに、大きな影響を与えることは間違いない。そこで本章では、このソ連の「変革」がソ連の領土政策にどのような影響をもたらすかを、歴史的な面も含めて考察してみたい。

3.1 拡大し過ぎたソ連の領土

東はアジアから西はヨーロッパに至るソ連の広大な領土は、東西約9000キロメートル、南北4500キロメートルにも達する。そして、ソ連の総面積は2240万平方キロメートルと言う想像もつかない広さで、地球上の陸地の約6分の1の領土に当たる。世界には100か国を越える独立国があるにもかかわらず、ソ連1国が地球全体の6分の1の領土を持っていると言う現実が目の前にある。1922年のソ連成立に際し、東部アジア地区に広大なシベリアを含むロシア共和国が参加していたため、ソ連は建国当初から広い面積を有していたのは確かである。しかし、レーニンの死後政権を握ったスターリンの「支配欲」は、それだけでは満足せず、彼の「領土拡大主義」は隣接国・地域の併合・支配へと進んで行った。第2次世界大戦後に領土が拡大しているのはソ連だけである。その拡大した領土の総

面積は682000平方キロメートルにも達し、実に日本、韓国、ブルガリアを合わせた面積に相当する。³²⁾ ソ連のスターリンは、1939年の「独ソ不可侵条約」でヒトラー・ドイツとの密約によりポーランドを分割、³³⁾ 東半分を占領したのを初めとして、フィンランドのカレリア地方（現ロシア共和国内のカレリア自治共和国）、1940年にはルーマニアのベッサラ地方（現モルドヴァ共和国）等を併合し、さらにはエストニア、ラトヴィア、リトアニアのバルトの3独立国を国ごとソ連に編入してしまった。³⁴⁾ そしてソ連は、1945年8月9日敗戦間近の日本に宣戦布告し、南樺太（南サハリン）を占領し、日本が降伏した後の8月18日になって初めて、千島列島の最東端・占守島に攻撃を仕掛け、その後南下し、全千島列島と北海道本島の一部である歯舞群島、色丹島をその支配下に収め、すぐさまソ連国内法を改定し、ソ連に編入していった。³⁵⁾

さらに、戦後ポーランド、チェコスロヴァキア、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、ドイツ民主共和国（東ドイツ）の「東ヨーロッパ」諸国を社会主義化し、名目上の「独立」は認めたものの、これらの国々およびモンゴルを「衛星国」として事実上ソ連の支配下に置いた。スターリンが確立したこのような「ヤルタ体制」が、戦後40年以上も続いたが、強大な軍事力による支配のために、経済は大きく破綻していった。そしてその経済を立て直すために打ち出したゴルバチョフ大

31) それまでは、ソ連政府は日ソ領土交渉の中で、第2次世界大戦後のヨーロッパの「国境線維持」を理由に、日ソの「国境線変更」にも応じなかったが、今後はそのような理由づけは出来なくなった。

32) 三田 英彬 1973, 315ページを参照。

33) 1939年にヒトラー・ドイツとスターリン・ソ連との間に締結された「独ソ不可侵条約」の裏協定としての「秘密議定書」の中で、ドイツがポーランドの西半部を、ソ連がポーランドの東半部およびバルト3国を併合する等の内容が取り決められた。

和田 春樹・下斗米伸夫・ユーリィ アファナーシェフ・NHK取材班 1990, 26—34ページ および高野 孟 1989, 58—59ページを参照。

34) バルト3国がソ連に併合された詳細については

和田 春樹・下斗米伸夫・ユーリィ アファナーシェフ・NHK取材班 1990, 5—122ページ および「NHKスペシャル 社会主義の20世紀 第2回 バルトの悲劇」1990 を参照。

35) 三田 英彬 1973, 148—151ページを参照。

統領の「ベレストロイカ」路線のおかげで様々な矛盾、不満等が一気に噴き出して来た。ソ連・東ヨーロッパの社会主義諸国は、1989年の民主化運動以来、次々に社会主義を放棄し、政治の民主化、経済の自由化への道を歩み始めている。

3.2 東ヨーロッパの民主化と領土問題

1989年は、東ヨーロッパにとって民主化に揺れた激動の年であった。ソ連のゴルバチョフ大統領が推進した「ベレストロイカ」路線は、ソ連国内の改革が進まない内に、ソ連勢力圏下の東ヨーロッパ諸国に飛び火した。³⁶⁾以前から経済の自由化への道を試みていたハンガリーは、政治的にも民主化する絶好の機会と捕らえ、政府は自ら共産党一党独裁を放棄し、複数政党制の導入を決断した。ポーランドは経済の極端な不振から、共産党政府は自主管理労組「連帯」との連立に踏み切り、民主化への方向を採った。これら2か国の民主化に対して、他の東ヨーロッパの社会主義諸国は、当初批判的な態度を採っていたが、思わぬ所から一気に崩れることになった。すなわち、ハンガリーがオーストリアとの国境の鉄条網（いわゆる鉄のカーテン）を撤去したことから、東ドイツ国民のハンガリー経由西ドイツへの大量脱出が始まり、加えてポーランド、チェコスロヴァキア経由での脱出者も後を絶たず、ついに11月9日、超保守派の東ドイツ（ドイツ民主共和国）政府も、ついに西側への「国境開放」に踏み切り、民主化への道を歩むことになった。西ドイツへの「吸収」統一を恐れて民主化を頑強に拒否し続けていた東ドイツの崩壊により、残るチェコス

ロヴァキアとブルガリアも間もなく民主化に向って歩み出すことになった。そして、軍事力で堅固に固められていたルーマニアのチャウシェスク独裁政権も、この年の暮れ、「市民革命」の前についに崩壊した。これらワルシャワ条約機構加盟6か国に加え、独自の非同盟路線を歩んでいた社会主義国ユーゴスラヴィアも複数政党制へ移行して行ったが、連邦内の各共和国の政治路線の相異が次第に明らかになり、「分離独立」もしくは「独立国家連合」への方向に向かった。³⁷⁾そして、ヨーロッパ唯一の「鎖国的閉鎖国家」であったアルバニアでも、1990年になってデモなどによる市民の民主化への要求の高まりに、ついに複数政党制に移行し、順次各国と国交を回復して、「閉鎖国家」からの脱却を計っている。このように、東ヨーロッパ各国が、「スターリン的共産党一党独裁国家」から、「西ヨーロッパ型民主主義複数政党制国家」へと移行し始め、1990年以降はその民主化を具体的なものとして、定着させる時期になる。1990年10月3日に東西ドイツが統一し、第2次世界対戦後確定したヨーロッパの「国境線」に初めて「変更」が加えられた。さらに、バルト3国のソ連からの「分離独立」に続き、ソ連やユーゴスラヴィアでも「連邦解体」の道をたどっており、もはや「国境線」の変更を押し止どめることは困難な状況にある。このように、「東西対立」の象徴であった「鉄のカーテン」の崩壊は、取りも直さずスターリンが目論んだ「ヤルタ体制」の終焉であり、当然日ソの領土問題にも大きな影響を与えるのは必至である。

36) 東ヨーロッパの民主化に関しては

小川 和男 1990,

山下 啓一 1990,

南塚 信吾・宮島 直機 1990 および

「世界 1990年4月臨時増刊号 東欧改革——何が起きたのか」1990 を参照。

37) セルビアとクロアチアの「内戦」突入等の事態を考えると、もし仮に「ユーゴスラヴィア連邦」が維持出来たととしても、「独立国家連合」のような極めて緩やかな「名目的」なものになると思われる。

3.3 バルト3国の独立と国境の変更

ゴルバチョフ大統領が「ペレストロイカ」路線を提唱した大きな要因は、不振なソ連経済を立て直しであった。彼は経済を立て直すには、経済のみを改革するだけでは不十分であり、同時に政治改革を行った上で初めて経済改革も実現すると考えていた。そして、その政治改革の先駆けとして行われたのが「グラスノスチ」(情報公開)である。今まで「タブー」とされて来た事柄も国民の前に明らかにされ、議論の対象とされるようになった。国民の不満を吐き出させ、その不満を解消するために、国民の支持の下に、政治家、政治機構を含めた強固な保守政治の改革を行うと言う考えである。「グラスノスチ」が定着して来ると、国民が自由に自分の意見を述べるようになったり、新聞や雑誌、テレビに政府批判や共産党幹部の汚職の摘発等の記事が出るようになった。

そして過去の出来事にも遡り、「グラスノスチ」により、スターリンによる「反対者」の粛清、シベリア流刑等、スターリンの「悪行」が明らかにされ、彼の「罪」が批判にさらされて来たが、こと領土問題に関しては、基本的なソ連政府の態度は「戦後の国境線の固定」であった。民主化されたドイツ民主共和国(東ドイツ)は、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)に吸収されて、統一を果たしたが、その際問題になったのが、ポーランド領に組み込まれた旧ドイツ領東部のシュレーゼン地方の領土問題であった。³⁸⁾ この地方は、いわゆる「独ソ密約」によりソ連領に組み入れられてしまった旧ポーランド領東半部のいわば「代替領土」としての性格が強い地域である。領土は国家が存在するための基本的な基盤であり、それゆえ重大な問題であるので、

ゴルバチョフ大統領も容易には領土問題には触れられない事情がある。

しかし、「スターリン体制」を否定した「ペレストロイカ」路線を推進して行けば、スターリンの「領土拡大」に対しても当然問題にしなければならなくなる。統一ドイツはシュレーゼン地方を正式に放棄することで、ポーランドとの領土問題に決着を計ったが、³⁹⁾ 現実にソ連は、第2次世界大戦前後でスターリンが「取り過ぎた領土」を維持することが難しくなり、その「清算」をし始めている。すなわち、ソ連の「影響下」にあった東ヨーロッパの「衛星諸国」を、その「支配圏」から手放してしまい、リトアニア、ラトヴィア、エストニアのバルト3国のソ連からの「分離独立」を公式に認めた。言い換えれば、それまで頑なに「国境変更」を拒否し続けていたソ連が、ついに「国境変更」(「領土縮小」)を認めたことになる。さらに、その後もソ連内の各共和国をまとめた、今までのような「中央集権的な」1つの「国家」として維持して行くことが甚だ困難な状況になり、独立した各共和国の緩やかな「国家連合」へと再編されるに至った。このこともやはり「国境変更」になり、日ソ領土問題に関しても、第2次世界大戦後の「国境固定」と言うソ連の「大原則」を根底から覆すことになる。したがって、これからの領土問題に関する日ソ、すなわち日露の会談では、以前のような既成概念に捉われず、自由な話し合いが出来ることになり、問題解決へ大きく近づいて来たと言えよう。

4. 領土問題解決と日ソ友好

領土返還を平和的に達成するには、自国民の返還運動を盛り上げるだけではなく、相手

38) 地引 嘉博 1987, 223—226ページを参照。

39) ドイツ統一前でも、東西ドイツはそれぞれ個別にポーランドに対して、オーダー・ナイセ河の現国境線を承認したが、統一後も改めてこの国境線を確認している。

地引 嘉博 1987, 226—229を参照。

国が返還を認めなければならない。この日ソ領土問題に関しては、領土にはとりわけ執着心の強いソ連が相手であるだけに、返還交渉はかなりの困難を極めている。しかしながら、ゴルバチョフ政権の登場以来、本気で領土問題の解決に乗り出して来たように思われる。そこで本章では、そのようなソ連の変化に対して、日本はどのように対処しながら、領土返還交渉を進めて行ったら良いかを探ってみる。

4.1 「スターリン体制」否定による 領土問題解決

東ヨーロッパの社会主義諸国に民主化への変革をもたらした「ペレストロイカ」は、ブーメランのように向きを変え、「発祥の地」ソ連へ戻って来た。「ペレストロイカ」路線による民主化への道は、言い換えれば、「スターリン体制」を崩壊させることであると言える。このことは領土に関して例外的ではない。第3章第1節で、スターリンの「取り過ぎた領土」について述べた。ソ連の「影響下」にあった東ヨーロッパ諸国は、ソ連から「自立」し、それぞれ独自の道を歩み始めており、その結果として、ドイツ民主共和国（東ドイツ）は既にドイツ連邦共和国（西ドイツ）に「吸収」統一されて、東西冷戦の「壁」は完全に崩壊してしまった。

既のべたように、「スターリン体制」を否定すれば、当然「独ソ不可侵条約」が問題になる。その密約により現在ソ連領となっている旧ポーランド領東半部、そしてその地域の「代替地」としてポーランドが得た旧ドイツ領のシュレージェン地方等がある。第3章第3節でも述べたように、ドイツ統一の際に、統一ドイツとポーランドとの「国境」問題が

議題に上ったが、ポーランドの強い要望により、この旧ドイツ領シュレージェン地方は、公式にポーランド領と認められ、決着した。勿論、「独ソ不可侵条約」が不当である以上、旧ポーランド領東半部は当然ポーランドに返還されなければならないし、それに伴ってシュレージェン地方は統一ドイツに返す必要がある。にもかかわらず、ポーランド政府が取ってそのような措置を採らなかったのは、住民の反対やソ連との関係悪化等の「面倒なこと」を避けたかったのだと思われる。しかし、旧ポーランド領東半部より強制移住させられて、現在シュレージェン地方に住むポーランド人の中にも「故郷」に帰ることを夢見ている人が多数おり、同様に、シュレージェン地方より追い出されたドイツ人の多くがシュレージェンへの帰郷を願っている。このような人々の「願い」は、政府の「圧力」では決して消されることはないであろう。また、独立したバルト3国以外にも、ソ連領内には、モルドヴァ、カレリア等、スターリンにより強引にソ連に「併合」されてしまった地域がある。これらの地域が今後どのようなかは、まだ不透明な部分が多いが、「ペレストロイカ」路線がさらに推進されれば、遅かれ早かれスターリンが作った「国境線」を再度見直す必要が起こってくるのは、当然の帰結である。もしそのようになれば、そのヨーロッパでの変更が、直接日ソの「国境」問題に大きく影響を与えることになる。すなわち、もしソ連が徹底して「スターリン体制」を批判すれば、当然千島列島のソ連領有自体が、「正当」であるかどうか問われなければならない⁴⁰⁾ 国後島、択捉島が千島列島もしくはクリール群島に属するかどうかなどは、採るに足らない問題になってしまうので

40) 日露の国際諸条約を考慮し、「固有の領土」と言う立場に立てば、千島列島は、日本がロシアとの平和的な話し合いにより、樺太（サハリン）との交換で獲得した領土であるのに対し、南樺太（南サハリン）は、日露戦争後の日本の「戦利品」としての性格が強いため、ソ連への「返還」には「妥当性」がある。日本共産党中央委員会出版局 1974、14—18ページ および 田中 俊明 1991、53—54ページを参照。

ある。しかしながら、理論的には確かにそうであるが、現実問題として「国境線の変更」は、その住民の「移動」を伴う場合が多いだけに、実際には大抵はその当事者間の「交渉」に委ねられ、「妥協」が計られることになる。

今後の国際状況は全く予想が難しい。特にソ連が改革の途中にあるだけに、ゴルバチョフ大統領がどこまで、どのような形で政権を維持できるかが、世界の最大の関心事になっていたが、1991年8月の保守派の「クーデター失敗」以後は、ゴルバチョフ大統領の権力基盤は急速に低下し、逆にソ連内の各共和国では、相次ぐ「独立宣言」または「主権宣言」により、それぞれの権限が急激に強化され、ついには「独立国家共同体」へと移行し、ソ連政府は完全に消滅してしまった。このような状況下では、今後はロシア共和国を相手に領土交渉をしなければならなくなる。「ペレストロイカ」路線が発展し、さらにヨーロッパの「国境線変更」に手を付けて、真に「スターリン体制」を清算するかどうか、日ソ領土問題の解決とも密接に関連しているだけに、注目して見守って行きたいと思う。

4.2 千島に関するブレイクスリー 極秘文書

第2次世界大戦後の千島列島の処遇についての興味ある文書がある。それは1944年12月6日にアメリカ合衆国国務省により作成され、1972年6月20日に公表された「クリール群島（千島列島）領有問題報告書」で、責任者の名をとって「クリール群島（千島列島）に関するブレイクスリー極秘文書」とも呼ばれているものである。⁴¹⁾ この文書には、戦後にソ連が領土要求するかもしれない千島列島

（クリール群島）について、アメリカ合衆国政府の可能な最善の領土処理案が書かれている。それによると、千島列島は、国後島および択捉島の南部、得撫島から磨勘留島に至る大小の島々より成る中部、幌筈島、占守島、阿頼度島などの島々から成る北部の3グループに分けられている。⁴²⁾ そして、日本、ソ連、アメリカのそれぞれの立場からの予想される「要求」が書かれており、最後にアメリカ国務省からの「勧告」が述べられている。

南部千島は、ソ連が北部および中部千島と共に領土要求して来るかもしれないが、日本は、多くの日本人が住んでいること、地理的に日本に近いこと、経済的必要性、歴史的な領土等を理由に、日本領として残すようにと強力な要求主張をするであろうと推測している。そして、ソ連が南部千島に対する要求を正当化する要因は、ほとんどないように思われるし、歴史的に、民族的に日本のものである南部千島と漁場として価値あるその周辺水域をソ連に移譲することは、将来の日本が恒久的な解決として受諾するのに困難な事態を作り出すであろうと、まるで今日の日ソ領土問題を見通しているかのように、的確に予測している。また、ソ連は北部千島に対しては強い要求を持っており、中部も要求して来るかもしれないが、日本は漁業を維持する必要から北部千島を要求して来る可能性があると推測している。一方、アメリカは千島列島の中に軍事基地を持つことを希望している。このようなそれぞれの「要求」を述べた後で、結論として次のように「勧告」している。

1. 南部千島は日本領として残すべきである。
2. 北部および中部千島は、戦後創設され

41) 文書の内容の詳細に関しては
吉田 嗣延 1973, 247—252ページ および
NHK日ソプロジェクト 1991, 28—32ページを参照。

42) この文書によると、当時のアメリカ政府は、「国後島および択捉島も千島列島に含まれる」と明確に考えており、現在の日本政府の主張とは完全に矛盾している。

る国際機構(国際連合)の下に置かれ、ソ連をその管理国として指名する(信託統治)。

3. 北方水域での日本の漁業権保持については考慮すべきである。

この文書は、当時の国際状況を的確に把握、分析しており、その結果、かなりの部分、将来を正しく見通している。しかし、当時のアメリカのルーズベルト大統領は、この文書を念頭に置くこともなく、ヤルタ会談に臨んでしまった。もし彼がこの極秘文書を検討していたならば、千島列島に関する戦後の領土処理において、かなり日本に受け入れ易い形になっていたと思われる。事実、この極秘文書での日本領として残す「範囲」は、現在の日本政府の領土返還要求の「範囲」と完全に一致しており、もしこのように領土処理がなされていたら、日ソ領土問題ははるかに容易に、しかも早い時期に解決していたであろうと思われる。

4.3 日ソ両政府の欺瞞性

日ソ間に解決困難な領土問題を作ってしまった最大の原因は、勿論スターリン・ソ連が千島列島を領有してしまったことにある。しかも、千島列島のみならず、北海道本島の一部である歯舞群島、色丹島までもソ連領に編入してしまい、小クリール群島(小千島列島)と称して、クリール群島(千島列島)の一部であるかのように主張したことにより、事態をより一層複雑にしてしまった。⁴³⁾ ソ連

の領有地が、かつて日本に「割譲」させられてしまった南樺太だけであったならば、1951年の「サンフランシスコ平和条約」で、南樺太のソ連への「返還」が正式に承認されたであろうと推測される。⁴⁴⁾ すなわち、ソ連がどのように言い繕っても、千島列島ではない歯舞群島、色丹島はもとより、1855年に日露の話し合いで日本領として確定した国後島、択捉島の南千島、および1975年に樺太との交換により、平和的話し合いで日本が取得した得撫島以北の北千島、中千島の全千島列島は、日本が武力でロシア(後のソ連)より奪取した領土とは絶対に言うことは出来ないで、ソ連がこれらの島々を領有することは、「領土拡大」になってしまうのである。これがソ連の最大の「弱点」である。それゆえ、歴史的な国際法ではソ連の千島列島領有の「正当性」が証明出来ないで、そのことには触れずに、日本が日露戦争を始めたので、それまでの国際条約は無効になったとか、第2次世界大戦後の「現状」を認めよと言う主張をしたり、さらには千島列島を発見したのはロシア人の方が早いなどと言う「ロシア固有の領土」論を展開することにより、何とかしてソ連の千島領有の「正当性」を補完しようとしている。⁴⁵⁾

それに対して、日本政府の領土問題の対応に関しては、いつもアメリカ合衆国の「影」がちらついていた。まず、「サンフランシスコ平和条約」の条文はアメリカが起草したものであり、それにより日本は、固有の領土であ

43) 1884年に日本政府は北千島住民を色丹島に移住させ、色丹島を千島国と言う行政地域に編入したため、色丹島を千島列島に含める人もいるが、少なくとも第2次世界大戦終結前後のアメリカ合衆国の認識では、公文書等から、国後島、択捉島は千島列島に含まれるが、歯舞群島は勿論のこと、色丹島も千島列島には含まれないと考えられていたことが推測される。

三田 英彬 1973, 262—265ページ および

田中 俊明 1991, 50ページを参照。

44) 国際法的には、日露戦争後の「ポーツマス講和条約」等で、ソ連は南樺太を「戦利品」として日本に「割譲」したのであるから、堂々とその「返還」を要求出来たはずである。

日本共産党中央委員会出版局 1974, 14—18ページ および

田中 俊明 1991, 53—54ページを参照。

45) 木村 汎 1991, 39—88ページを参照。

る千島列島を放棄させられてしまった。⁴⁶⁾ この裏には勿論「ヤルタ協定」の密約があることはいうまでもない。この条約では、次の2点が曖昧のまま残されてしまった。1つは、日本は千島列島を放棄したが、その帰属先が明記されていないこと、すなわちその時以後現在まで、千島列島はどの国にも属さない領土である。⁴⁷⁾ 当時の日本政府の吉田茂首相は「サンフランシスコ講和会議」で、多くの日本人が定住していた歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の日本領として「正当性」を必至に訴えていた。しかしながら、歯舞、色丹はともかくとして、国後、択捉が千島列島に属することは、吉田首相も講和会議の演説の中で、「……千島南部の2島、択捉、国後両島が日本領である……」と明確に述べている。⁴⁸⁾ 第2章第4節でも述べたように、この考え方が当時の日本政府の見解であったことは、条約調印後の国会の平和条約審議特別委員会での西村熊雄条約局長の答弁でも明らかである。

しかしこの日本政府の考え方が、日ソ平和条約締結交渉中に大きく変わって行くのである。すなわち、当初領土返還には全く応じようとしなかったソ連・フルシチョフ政権が、突如歯舞群島、色丹島の返還をほのめかしたが、アメリカの「意向」もあり、日本政府はさらに国後島、択捉島も含めた「4島返還」に主張を変えてしまった。さらに、アメリカのダレス国務長官が、「4島返還」を強力に押し進めるようにと、沖縄返還問題とからめて、日本に「脅し」とも言える強い「圧力」

をかけて来た。⁴⁹⁾ その結果、日ソ平和条約は締結されず、日ソ間には、「国境」が確定出来ないまま、今日に至っている。

以後の日本政府の主張は、この「4島」に単なる普通名詞である「北方領土」と言う名称を与えて、大々的な領土返還キャンペーンをくり広げている。日本政府のこの「北方領土」返還運動の最大の「弱点」は、サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島の南部（南千島）の国後、択捉の2島を返還の範囲に含めたことである。そのため、その「弱点」を覆い隠し、国民に知らせないようにするために、第2章第4節で述べたように、外務省外務次官通達まで出して、国後、択捉の両島を示す「南千島」と言う地名をつかわせないようにし、あらゆる機会を捕えて、極力「北方領土」が「千島列島」とは無関係であるかのように思わせる主張を繰り返して述べている。このように日本政府は、日本固有の領土である千島列島を放棄してしまったと言う「大失敗」を覆い隠すために、「北方領土」と名称を使って「嘘」をつき、さらにその「嘘」をわからないようにするために、「南千島」と言う地名を使わせないと言う「嘘」を重ねてしまったのである。

以上のように、日ソ両政府は、領土問題に関しては、それぞれ自己の「弱点」には触れずに、自己の領土所有の「正当性」のみを主張して来た。そのため、日ソ会談では領土問題の「本質」には触れず、自己が有利になるように、ただ単に領土を返還するしかない

46) サンフランシスコ講和会議に関する詳細はNHK日ソプロジェクト 1991, 95—120ページを参照。

47) 1951年にサンフランシスコで調印された「日本国との平和条約」の条文に関しては吉田 嗣延 1973, 262ページを参照。

48) 三田 英彬 1973, 251—253ページ およびNHK日ソプロジェクト 1991, 119—120ページを参照。

49) 日ソ平和条約交渉に関しては久保田正明 1983, 27—220ページ、和田 春樹 1990, 133—218ページ、三田 英彬 1973, 268—279ページ およびNHK日ソプロジェクト 1991, 121—165ページを参照。

か、あるいは返還の範囲のみが「駆け引き」の対象になっただけで、最近までは完全に平行線をたどって来た。しかし、ゴルバチョフ政権登場以来、ソ連では「グラスノスチ」(情報公開)政策により、日ソ領土問題に関して多くの情報が明らかになり、多くの人々からの様々な意見が発表されるようになった。⁵⁰⁾そして領土返還には否定的であったソ連政府は、1991年8月の保守派による「クーデター失敗」以後は、完全に改革派が実権を握るようになり、スターリンの「負の遺産」を清算すべく、領土返還の可能性も含めた領土問題の早期解決に積極的に乗り出して来るようになった。その領土問題解決に向かっては、まずソ連国民を説得するために、ソ連の領土領有に関しての「真実」を伝えなければならなくなるのであろう。

それに対して、日本政府は相変わらず「真実」を伝えようとする気はない。ましてや「ソ連の政変」により、領土問題が日本に有利に展開している現在、日本の主張が「正しかった」として、益々その傾向を強くしている。しかし、本稿の今までの論証などから明らかのように、日本の主張が「正しかった」から日本に有利に展開しているのではなく、⁵¹⁾ソ連自身の経済状況等の理由によることは、言うまでもない。

5. 結 語

ゴルバチョフ大統領の登場で始まったソ連の「民主化」は、当初西側諸国からは疑問視されていたが、「東欧改革」に次いで、ソ連の本格的な改編に着手し、ついには70年近く続いた社会主義・ソ連の全面的な「解体」にまで至ってしまった。この「変革」によりソ連の各共和国は「普通」の国家に変わりつつあり、社会主義の終焉と共に、第2次世界大戦後の「冷戦」に幕を閉じた。その結果、ヨーロッパでは「米ソ対立」、「冷戦」の「象徴」であった東西ドイツが統一し、リトアニア、ラトヴィア、エストニアのバルト3国がソ連から独立した。ヨーロッパで一足先行した「冷戦体制の崩壊」が、今やアジアにも押し寄せている。⁵²⁾そして一進一退を続けていた日ソ領土交渉も、近い将来の「解決」が視野に入ってきたように思える。そこで本章では、前章で述べた日ソ両政府の「弱点」をどのように解決し、どのような考えで、日ソ両国民が「友好」を築いて行ったら良いかについて考えてみる。

5.1 領土問題解決への道

ゴルバチョフ大統領は、多方面に互って「民主化」を試み、スターリンの行った反対者への粛清等の数々の「悪行」に対しても白日の下にさらしたが、⁵³⁾こと領土問題に対して

50) 日ソ領土問題に関するソ連の人々の意見については木村 汎 1991 を参照。

51) 日本政府の主張が「正しくない」ことについての詳細は和田 春樹 1990, 27—218ページ および田中 俊明 1991, 54—61ページを参照。

52) 「米ソ対立」の結果、朝鮮半島には2つの「国家」が成立したが、現在の「米ソ協調」の世界環境は、南北両当事者に少なからぬ影響を与えており、「統一」も単なる「夢」から遠からぬ「現実」になりつつある。

「朝鮮が統一する日」(河 信基著, 1990, 日本評論社) および「「板門店の壁」は崩れるか」(黒田 勝弘著, 1990, 講談社)を参照。

53) スターリンに反対、あるいは少しでもその「疑い」がある多数のソ連国民を処刑したり、シベリアの「強制収容所」へ送ったり、ポーランドの将校を大量虐殺した「カチンの森」事件等が次々と明らかになった。

和田 春樹・下斗米伸夫・ミハイル コルチャギン・レシェク コラコフスキー・NHK取材班 1991, 121—166ページを参照。

は、旧来の第2次世界大戦後の「国境線維持」に固執していた。そのため、ソ連は日ソ間に「領土問題」が「存在する」ことは認めるようになったが、「解決」する可能性は非常に少ないのが実状であった。それが1991年8月の保守派の「クーデター失敗」以後、ソ連政府の閣僚は保守派が一掃され、改革派で占められるようになり、状況が一変した。破綻したソ連経済を立て直すために、多額の経済援助を求めたいと言う思惑があるのも確かであるが、ソ連政府は領土問題解決への具体的な作業を加速させており、⁵⁴⁾ 本当に領土問題の早期解決への姿勢が窺える。そこで、第4章第3節で述べた、日ソ両政府の「弱点」を踏まえて、領土問題の解決策を次のように考えてみる。

国際法的に、国後島、択捉島が千島列島に含まれるかどうかにかかわらず、第4章第2節の「ブレークスリーの極秘文書」にあるように、現実に領土問題で日本国民が絶対に譲れない、必要最低限の範囲が、歯舞、色丹のみならず、国後、択捉までのいわゆる「北方4島」であることは疑う余地がない。この点を重視した日本政府は、領土問題を理論的に無理矢理ねじ曲げて、「国後、択捉両島は千島列島に含まれない」と主張しているが、日本政府自身もこの「解釈」にはかなり無理があることは百も承知なのである。なぜならば、国際司法裁判所への提訴による、第3者機関に判断を委ねるのを避けているのが何よりの証拠である。一方、ソ連政府は「取って付けた」ように、占領した歯舞、色丹を小クリール群島(小千島列島)と称して、クリール群島(千島列島)の中に入れており、これにもかなりの無理があり、日本政府と同様に、意識的に第3者機関の判断を避けている。

そこで、日ソ両政府はまず、千島列島の範囲について、自分の都合の良い、無理な「解釈」をせず、客観的、理論的に、より「妥当性」の高い解釈に基づいて、領土交渉をすべきである。すなわち、日ソ両政府は、国後島、択捉島は千島列島に含まれるが、歯舞群島、色丹島は北海道本島の付属諸島であり、千島列島には含まれないことを出発点にすべきである。そうすると、歯舞群島、色丹島は、戦後も依然として日本領であるので、先ずソ連は速やかにこれらの島々を日本に返還しなければならない。したがって、残るのは、国後島、択捉島を含む千島列島の処遇だけになる。

ここで、千島列島に関しては、非常に良く検討がなされている、第4章第2節で述べた「ブレークスリー極秘文書」に沿った領土処理を提案したい。すなわち、南千島(国後島、択捉島)は日本領として残し、北千島・中千島(得撫島以北)は国際連合信託統治領とし、ソ連をその管理国とする案である。この場合、ソ連政府は南千島を「日ソ共同管理地域」とする所までは認める可能性があるが、完全な「日本領」とするには、かなりの「抵抗」があるものと思われる。しかし、日本からの経済援助との絡みで、最終的に南千島を日本領とし承認する可能性も残されているであろう。北千島・中千島に関しては、ソ連政府は、ソ連が管理することには異存はないと思うが、国際連合等の「第3者機関」が介入する信託統治領にするには、難色を示すことが考えられる。だが、完全な「ソ連領」にすると、ソ連の「領土拡大」になり、「スターリン体制」を容認したままになってしまうのである。

そこで、発想を変えて、領土未確定な千島

54) 例えば、1991年10月には、同年4月のゴルバチョフ大統領の来日の際に取り決めた、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島のいわゆる「北方4島」に住むソ連住民との交流を促進させるための「ヴィザなし相互訪問」を具体化したり、これらの島々に駐留するソ連軍の削減を発表したりするなど、領土問題解決へのソ連側の「環境作り」が目立っている。

列島全体を「日ソ共有の領土」とし、北千島・中千島はソ連が管理国となり、南千島は日本が管理国となる案を提起したい。「日ソ共有の領土」には、日本とソ連の国民が自由に入出入り出来て、定住することも出来るようにすることが考えられる。この案は、南千島のみならず、北千島・中千島も含めた千島列島全体の解決案であるが、出来る限り面倒な領土問題を避けたがる日ソ両政府なので、日本政府から北千島・中千島問題を持ち出さない限り、ソ連政府から提起する可能性はほとんどないであろう。「ヤルタ協定」で千島列島のソ連への「引き渡し」が取り決められ、その「影響」を受けて「サンフランシスコ平和条約」で千島列島の放棄が決定されたが、その裏には米ソの「かけ引き」があったのは疑う余地がない。すなわち、日本固有の領土である千島列島は、米ソ「冷戦」下の「犠牲」になり、日本によって「見捨てられた」と言えよう。今日、米ソの「冷戦」は崩壊したが、旧ポーランド領の東半部と同様に、千島列島等の旧住民のいない他のソ連が獲得した領土の問題は、依然として「スターリン体制」が続き、今後も残されたままになるのである。

5.2 「領土」、「国境」に対する新思考

元来、千島列島や樺太等の「北方」の島々に先住していたのは、日本人（大和民族）でもロシア人でもなく、アイヌ人を主とした北方民族であった。彼らには「国家」とか「国境」とか言う概念がなく、したがって、「国家」としての「意思表示」をしなかったために、北からはロシア、南からは日本の入り込む余地を作ってしまったのである。しかし、もし彼らが「国家」宣言をしていたら、日本やロシアは当然彼らの「固有の領土」を「侵略」したことになる。したがって、日ソ双方が「領土権」を主張する際には、これら先住

のアイヌ人等の北方民族のことを決して忘れてはならない。⁵⁵⁾ すなわち、「国境」などは考えずに暮らしていた彼らに、日本人およびロシア人が「国境」を導入して、彼らの生活を分断してしまったのである。現在でも同様に、同じ民族が「国境」のために不都合な生活を強いられている場合が多々見受けられる。フランスとスペインに分けられたバスク人、トルコ、イラン、イラク、シリアの4か国にまたがるクルド人、ルーマニアのトランシルバニア地方のハンガリー系住民、ルーマニア人と同系のソ連のモルドヴァ（旧モルダヴィア）共和国の人々等「民族間の境界」と「国境」とは必ずしも一致していない。また、マレーシアのように、マレー人、中国人、インド人等が共存して「1つの国家」作っている場合もある。「国家」とは、「国境」とは一体何であろうか？ 南極大陸のように「国境」を設けない地域は、不可能なのであるか？

日本国内でも武家政治時代には、各藩ごとに関所（国境検問所）を設けて、道中手形（パスポート）の検査をしていたが、現在では勿論行われてはいない。このことは「世界」に当てはめてみると、例えば、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクのベネルックス3か国間やスウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北歐4か国間ではパスポート検査は行われていない、さらに、近い将来にヨーロッパ共同体（EC）とヨーロッパ自由貿易連合（EFTA）との経済提携が実現され、新しくヨーロッパ経済地域（EEA）が創設される。「国家」は残るが、事実上「国境」は取り払われる。また、相互経済援助機構（COM-ECON）の崩壊により、民主化された東ヨーロッパ諸国がこの「統一経済圏」への加入を希望しており、ヨーロッパ諸国内の「国境」の垣根は、さらに著しく低くなることが予想される。

55) 新崎 盛暉 1990, 54—61ページを参照。

ソ連ではゴルバチョフ大統領の「ペレストロイカ」の影響で、最近では外国人旅行者が訪れることの出来る都市がかなり増え、サハリン（樺太）や千島列島および歯舞群島、色丹島へも行けるようになった。旧来の「固定観念」が崩れ、世界が激変している今日、千島列島の領土問題の解決にも、旧来の「領土」、「国境」と言う概念には捕われず、アイヌ人等の先住民族のことを考慮して、前節で述べたような、日本とソ連の人々が一緒に住

める「日ソ共有の領土」なる新しい考えを取り入れた大胆な「発想の転換」が必要ではないかと思われる。⁵⁶⁾

そして歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島のみならず、得撫島以北の千島列島へも、日本人が一日も早く、「自由」に往来出来る日が来ることを願っている。勿論、その際には、自分の回りを囲っている心の「国境」を取り払うことが不可欠であることは言うまでもない。

- 56) 現在日本政府が返還を求めている「北方4島」在住のソ連国民は、これらの島々が日本領になった場合に、島から「追い出される」のではないかと言う不安にかられている。したがって、日本政府は1日も早くこれら住民に対し、将来の島の「状況」にかかわりなく、定住する、しないに関しては、島民の「自由意志」に任せることを表明すべきである。そして、どのように領土問題が解決されようとも、これらの島々では、アイヌ人等の先住民族も含め、日ソ両国民が共に定住する「複数民族地域」になって行くのが、自然の成り行きであろう。

参 考 文 献

- 朝日新聞北方領土取材班：「北方四島」（1991，朝日新聞社）
 アジア調査会：「北方領土を読む」（1991，プラネット出版）
 新崎 盛暉：「北方領土」問題からみた国境」（「窓 第5号」に所収）（1990，窓社）
 上地 龍典：「北方領土」（1978，教育社）
 NHK日ソプロジェクト：「NHKスペシャル これがソ連の対日外交だ 秘録・北方領土交渉」（1991 日本放送出版協会）
 恵谷 治：「北方領土の地政学」（1989，光文社）
 小川 和男：「東欧に何が起きているか」（1990，ダイヤモンド社）
 落合 忠士：「北方領土 その歴史的事実と政治的背景」（1971，鷹書房）
 木村 汎：「北方領土 軌跡と返還への助走」（1989，時事通信社）
 ：「北方領土 ソ連の五つの選択肢」（1991，読売新聞社）
 久保田正明：「クレムリンへの使節 北方領土交渉1955—1983」（1983，文藝春秋）
 倉田 保雄：「ヤルタ会談——戦後米ソ関係の舞台裏」（1988，筑摩書房）
 坂本 徳松・甲斐 静馬：「返せ北方領土」（1977，青年出版社）
 佐々木一司・聴濤 弘：「社会主義と民族自決権」（1990，新日本出版社）
 重光 晶：「北方領土」とソ連外交」（1975，時事通信社）
 地引 嘉博：「東欧の社会 ドイツとロシアの間で」（1987，サイマル出版会）
 水津 満：「北方領土 奪還への道」（1979，日本工業新聞社）
 下斗米伸夫：「日ソ関係史 歴史認識の共有を」（「世界 1991年4月臨時増刊号」に所収）（1991，岩波書店）
 高野 孟：「世界地図変動の読み方」（1989，ごま書房）

- 田中 俊明：「千島列島と日本固有の領土——国後、択捉は千島列島の一部——」
 （「言語文化論究・第2号」に所収）（1991, 九州大学言語文化部）
- 新関 欽哉：「日ソ交渉の舞台裏 ある外交官の記録」（1989, 日本放送出版協会）
- 日本共産等中央委員会出版局：「千島問題と日本共産党」（1974, 日本共産党中央委員会機関紙経営局）
- ：「日ソ領土問題 全千島返還への日本共産党の提言」（1991, 日本共産党中央委員会出版局）
- 藤村 信：「ヤルタ——戦後史の起点」（1985, 岩波書店）
- 三田 英彬：「北方領土 悲しみの島々」（1973, 講談社）
- 南塚 信吾・宮島 直機：「'89・東欧改革」（1990, 講談社）
- 山県 泰三：「なぜ [北方領土] か」（1983, 三省堂）
- 山下 啓一：「ドナウの東 内側から見た東欧革命」（1990, 日本経済新聞社）
- 吉田 嗣延：「改定新版 北方領土」（1973, 時事通信社）
- 和田 春樹：「北方領土問題を考える」（1990, 岩波書店）
- ：「開国——日露国境交渉」（1991, 日本放送出版協会）
- ：「領土問題 本質と立場」（「世界 1991年4月臨時増刊号」に所収）（1991, 岩波書店）
- 和田 春樹・下斗米伸夫・ユーリィ アファナーシェフ・NHK取材班：「NHKスペシャル 社会主義の20世紀 第2巻 バルトの悲劇 [ソ連], 一党独裁の崩壊 [ソ連]」
 1990, 日本放送出版協会）
- 和田 春樹・下斗米伸夫・ミハイル コルチャギン・レシエク コラコフスキー・NHK取材班：「NHKスペシャル 社会主義の20世紀 第4巻 歴史の空白は埋まるか [ソ連]」（1991, 日本放送出版協会）
- 「特集 ゴルバチョフ革命と「北方領土」」（「世界 1990年4月号」73—160ページ）（1990, 岩波書店）
- 「世界 1990年4月臨時増刊号 東欧革命——何が起きたのか」（1990, 岩波書店）
- 「世界 1991年4月臨時増刊号 アジアからアジアへ」（1991, 岩波書店）
- 「北方領土」（月刊新聞）（北方領土問題対策協会）
- 「窓 第5号 国境とはなにか」（1990, 窓社）

映像資料

- 「NHKスペシャル 社会主義の20世紀 第2回 バルトの悲劇」
 （1990年6月24日, NHK総合テレビ）
- 「NHKスペシャル 社会主義の20世紀 第8回 歴史の空白は埋まるか」
 （1990年12月23日, NHK総合テレビ）
- 「NHKスペシャル これがソ連の対日外交だった ～秘録・北方領土交渉～」
 （1991年4月14日, NHK総合テレビ）

Die Betrügereien in der territorialen Frage zwischen Japan und der Sowjetunion

—Die Gründe für den Streit um das Territorium—

TANAKA Toshiaki

Zwischen Japan und der Sowjetunion gibt es auch heute noch eine ungelöste territoriale Frage. Diese wurde aufgrund der Besetzung der Kurilen durch die Sowjetunion, in der Zeit der Regierung Stalins, verursacht. Deswegen gibt es immer noch keinen Friedensvertrag zwischen den beiden Staaten. Die sowjetische Regierung behauptet, daß Habomai und Shikotan zu den Kurilen gehörten. Die japanische Regierung meint dagegen, daß nicht nur Habomai und Shikotan, sondern auch Kunashiri und Etorofu nicht zu dieser Inselkette gehörten. Beide Regierungen verdrehen hier jedoch die Wahrheit, um ihren Anspruch auf diese Inseln zu begründen.

Habomai und Shikotan gehören in der Tat zur Insel Hokkaido, Kunashiri und Etorofu sind jedoch ein Teil der Kurilen. Beide Regierungen müßten zuerst diese Tatsache akzeptieren, bevor sie diese schwierige territoriale Frage lösen können. Die Sowjetunion müßte sofort die Inseln von Habomai und Shikotan an Japan zurückgeben. Danach sollte die Angelegenheit der Kurilen unter Zuhilfenahme der "Geheimakten von Brakesley" gelöst werden. Darin wurde die Frage der Kurilen ausführlich durch das amerikanische Außenministerium untersucht. Diese Geheimakten schlugen vor, die Südkurilen bei Japan zu belassen, die Nord- und Mittelkurilen zum Mandatsgebiet der UNO zu erklären und diese Mandat der Sowjetunion zu übertragen. Dieser Vorschlag stimmt mit der territorialen Forderung der heutigen japanischen Regierung fast überein. Wenn die Staatsgrenze zwischen Japan und der Sowjetunion unter Zuhilfenahme dieser Akten gelöst worden wäre, gäbe es heute diese territoriale Frage nicht.

Sollte die Sowjetunion diese Lösung nicht akzeptieren, möchten wir vorschlagen, die Gesamtkurilen als gemeinsames Territorium von Japan und der Sowjetunion zu betrachten. Die Verwaltung der Südkurilen sollte von Japan, die der Nord- und Mittelkurilen dagegen von der Sowjetunion übernommen werden. Für Bevölkerung beider Staaten sollten auf den Gesamtkurilen Freizügigkeit und Niederlassungsrecht herrschen. Dabei muß auch die Situation der Ainu und anderer nationaler Minderheiten berücksichtigt werden. Diese sind durch Staatsgrenzen getrennt. Könnten wir nicht auf Grenzen verzichten und wie auf der Antarktika ohne diese auskommen? Die heutige Weltsituation unterliegt ständigen Veränderungen und alte fixe Ideen lösen sich heutzutage sehr schnell in nichts auf. Die territoriale Frage zwischen Japan und der Sowjetunion muß mit neuen Ideen gelöst werden.